

## 史跡指定相当の埋蔵文化財包蔵地における保存活用案の作成業務の受託候補者選定に係る公募型プロポーザルの実施についての募集要項

公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行いますので、次のとおり公募します。

令和8年5月15日

京都市長 松井 孝治

### 1 公募案件に関する事項

#### (1) 委託業務名

史跡指定相当の埋蔵文化財包蔵地における保存活用案の作成業務

#### (2) 履行場所

京都市伏見区桃山町泰長老

#### (3) 業務内容、履行期間等

詳細は、別紙「史跡指定相当の埋蔵文化財包蔵地における保存活用案の作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 契約上限額

金1,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、全て又は一部を問わず、前金は支払わない。

#### (5) 公募のスケジュール

5月18日（月）	公告
5月26日（火）	質問締切
5月27日（水）	参加申請書提出期限（必着）・資料配布期限
5月29日（金）	質問への回答
6月5日（金）	参加申請書以外（提案書等）の提出期限（必着）
6月中	選定委員会の開催（※）・審査結果の通知等

※必要に応じてヒアリング等を行います。

### 2 応募者の資格に関する事項（本プロポーザルへの参加資格要件）

受託候補者は、次の資格要件を全て満たしているものとします。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者であること及び入札参加停止期間中でないこと又は本市の競争入札参加有資格者でない場合にあつては、京都市競争入札等取扱要

綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すること。

- (2) 近畿（京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県及び和歌山県）に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 過去に、以下の業務実績を有すること。  
国指定史跡又は公共施設における整備計画を含む業務実績
- (5) 3箇月以上の雇用関係があり、過去に(4)の業務実績を有する統括責任者を配置できること。

### 3 応募手続き等

#### (1) 提出書類

次のア～カに掲げる書類を後記「9 問合せ先及び提出先」に提出すること。

ア 参加申請書（第1号様式）

イ 業務実績調書（第2号様式）

2(4)の業務実績について記載してください。過去において複数の業務実績を有する場合は、国指定史跡の保存活用計画を優先して記載し、公共施設における整備計画については、内容等が本業務に類似していると思われるものを記載してください。国指定史跡又は公共施設合わせて、最新のものを最大5件提出してください。

ウ 統括責任者調書（第3号様式）

統括責任者及び主任技術者について記載してください（氏名、社名・所属・役職、所有資格、経歴・職歴、過去の類似業務実績、手持業務の状況）。類似業務実績については、2(4)の条件を満たす業務実績を記載してください。

統括責任者は、国指定史跡又は公共施設における保存活用計画を含む業務経験を有する者、主任技術者は本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する実務経験3年以上の者を配置してください。

また、統括責任者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更することができません。

エ 提案書（様式自由）

次の(ア)(イ)について、A4版の両面5枚（10ページ）以内で作成すること。適宜、図表や写真等を用いても構いません。

(ア) 実施方針

仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方や方法等

を的確に示すこと。

(イ) 提案項目

- ・指月城跡における整備方針について具体的に提案すること。
- ・地域と連携した整備案作成について具体的な方法を提案すること。

オ 見積書（第4号様式）、経費内訳書（様式自由）

仕様書に基づき本業務の見積書を作成のうえ提出すること。消費税及び地方消費税を含む。

カ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則の施行に係る要綱様式第1号）

(2) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

※フラットファイルに綴じて提出すること。

(3) 提出期限

参加申請書（第1号様式） 令和8年5月27日（水）午後4時（必着） まで

参加申請書以外（提案書等） 令和8年6月5日（金）午後4時（必着） まで

(4) 提出方法

持参又は郵送することとする。これら以外の方法（E-mail等）による提出は受理しない。郵送する場合は期間内の必着とし、必ず電話等により到達確認を行うこと。

(5) 留意事項

ア 企画提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は企画提案書等により行うため、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ウ 「仕様書のとおり」といった記述に終始せず、どのように実現するかを具体的かつ分かりやすく、資料等を添付する等して説明すること。従って、審査に当たり、提案の根拠が不明確、説明不十分で技術審査に重大な支障があると本市が判断した場合は、仕様要件を満たしていないものとみなす。

エ A4版の両面（縦横は問わない。）とすること。ただし、図面等はA3版の用紙をA4版に折り込むことを可能とする。

(6) その他重要事項

ア 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

イ 提案された内容等について、問合せやヒアリング、追加資料の提出を求められることがある。

#### ウ 失格事項

参加申請書、企画提案書等が次の(ア)～(キ)に該当する場合は、失格となる時がある。また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

- (ア) 提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの
- (イ) 統括責任者が契約締結後に担当者として当該業務に従事できない場合（ただし、止むを得ない事情があると認められた場合を除く。）
- (ウ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (オ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (カ) 本市が示した契約上限額を上回る見積価格であるもの
- (キ) 受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### エ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。ただし、採択した提案内容については、受託候補者の許可を得ることなく、本業務の周知広報等に使用できるものとする。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は、全て返却しない。
- (カ) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (キ) 本件の参加に際して現地調査を行う場合は、事前に文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（担当 家原・堀・馬瀬）へ連絡を取ること。

#### 4 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下(1)～(3)により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

##### (1) 質問期限

令和8年5月26日(火)午後4時(必着)

※期限後の質問は、一切受け付けない。

##### (2) 質問方法

後記「9 問合せ先及び提出先」に E-Mail で問い合わせることとする(様式は任意)。面談又は電話での質問は受け付けない。

##### (3) 回答日及び回答方法

質問に対する回答は、令和8年5月29日(金)までにメールで行う。質問内容及び回答については、質問者を特定できる情報を削除のうえ、質問者だけでなく参加申請を受けた方全員に回答する。なお、回答内容については、募集要項又は仕様書の該当部分の追加又は修正とみなす。

#### 5 参考資料の閲覧

プロポーザルへの参加希望者は、本業務の提案に当たり必要な資料を閲覧することができる。閲覧に当たっては以下(1)～(3)に留意すること。

##### (1) 閲覧期間

令和8年6月5日(金)(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)までの各日午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く。)

##### (2) 閲覧申請

閲覧を希望する者は、後記「9 問合せ先及び提出先」に記載されている担当者と事前に閲覧日時を調整したうえで来庁すること。

##### (3) 閲覧場所

「9 問合せ先及び提出先」のとおり。

#### 6 選定方法

応募者から提案された価格、その他提案事項のほか、応募者のこれまでの実績等について、別紙1「史跡指定相当の埋蔵文化財包蔵地における保存活用案の作成業務受託候補者評価要領」に基づき総合的に審査し、本市が決定する。

## 7 審査結果の通知

審査終了後、速やかに応募者全員に審査結果を通知するとともに、審査の概要（契約候補事業者名、提案内容等）を本市ホームページ等で公表する。

## 8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、以下を基本とする。

### (1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

### (2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までには実施方法の詳細について本市と協議し、必要な準備を完了するものとする。

## 9 問合せ先及び提出先

### (1) 住所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

### (2) 担当部署及び担当者

京都市文化市民局文化財保護課（担当 家原・堀・馬瀬）

### (3) 連絡先

ア 電話 075-222-3130

イ E-Mail [bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp)